

申請者の住所・氏名	譲受人	都道府県	市郡	町村	氏名							
	譲渡人	都道府県	市郡	町村	氏名							
申請土地	所在地番	都道府県 市郡 町村 大字			番 外 筆							
	地目別面積	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>			
	10a当たり平均収穫高	田	kg	畑	kg	採草放牧地		当該市の平均	田	kg	畑	kg
権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定・移転の別 設定・移転		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間					
農地の区分												
	許可基準に定める農地の区分の該当事項											
	該当事項とした判断理由											
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農振農用地	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	全体面積(参考)					
	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	割合	%	%	%	%	%	%	100%				
特定土地改良事業等関係	事業の種類		事業施工者		施行面積		申請地に関する面積		施行時期		申請地に関する土地改良財産	
					m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		年 月 日			
申請農地と都市計画の関係	都市計画決定の有無		計画区域内		計画区域外		(告示 年 月 日)					
	都市計画法第8条の地域地区の決定		地域地区の種類		(決定なし)							
申請農地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内		振興地域外		(告示 年 月 日)					
	農用地区域決定の有無		農用地区域内		農用地区域外		(決定 年 月 日)					
転用事業	(1) 転用計画	転用目的	工事計画		年 月 日(許可後)～ 年 月 日							
		転用目的に係る事業又は施設の概要	第1期計画			第2期計画			合計			
	工事計画		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築物			棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	小計			棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	工作物			棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
小計		棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合計		棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
概要	(2) 資金調達計画											
	(3) 給水及び排水計画											
	(4) 周辺の農地への被害防除計画											
	(5) 農地以外の土地利用の見込み											
	(6) 転用目的を達成するために妨げとなる権利がある場合その権利内容,その同意状況											
	(7) 転用候補地が土地改良区の地区内に含まれるときは,当該土地改良区の意見の内容											
	転用に伴い必要となる免許,許可,認可等の内容及び処分見込みの状況											
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況												
農業上の土地利用との調整を了している場合等はその概要												
許可条項及び説明												
付すべき条件												
協議に際して特記すべき条件												

記載注意

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地, 甲種農地, 第1種農地, 第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地区分」の「農地転用に関する許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には, 改正通達の区分に従い, 例えば, 第1種農地にあつては, 「運用通知第2の1のイの(ア)のa)のように, 第2種農地にあつては, 「運用通知第2の1のオの(ア)のa)の(a)のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合, その概要」の欄については, 調整した土地利用計画等の名称, 調整経緯等を記載すること。
- 「協議に際して特記すべき事項」欄については, 都道府県知事が許可の適否の決定に際し, 特に協議しておくべき事項を記載すること。
- 「法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の欄については, 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により定められた協議先となる行政庁へ照会の上, 当該協議を了したかどうかの別を含め許可の適否について記載すること。